

船舶事故調査報告書

平成23年12月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	遊泳者死亡
発生日時	平成22年7月19日（月、祝日） 14時00分ごろ
発生場所	宮城県石巻市 ^{おもてほま} 表 ^{にぎしろ} 浜港 石巻市所在の二鬼城崎灯台から真方位069° 2.4海里付近 （概位 北緯38° 19.5′ 東経141° 27.9′）
事故調査の経過	平成22年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{まるせん} 丸千丸、5トン未満 210-37893宮城、個人所有 7.94m (Lr) × 2.14m × 0.83m、FRP ガソリン機関、183.9kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年7月3日 免許証交付日 平成20年5月23日 （平成23年7月2日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（遊泳者A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、約30ノット（kn）の速力で表浜港を出航中、南防波堤及び北防波堤間の港口付近を泳いでいた遊泳者Aに気付かず、平成22年7月19日14時00分ごろ、同人と接触した。</p> <p>船長は、出航前及び出航中、南防波堤付近を見ていたが、同防波堤付近で遊泳していた遊泳者A及び遊泳者Bを認めておらず、船体に衝撃を感じたとき、何かに接触したと思った。</p> <p>遊泳者A及び遊泳者Bは、南防波堤側から北防波堤の北側に位置する島に渡るために港口付近を泳いでいた。</p> <p>遊泳者Aは、オレンジ色の半袖のTシャツ、青の半ズボン、水中メガネ、シュノーケル、足ヒレを、遊泳者Bは、灰色の半袖のTシャツ、青の半ズボン、水中メガネ、シュノーケルを着用していた。</p> <p>船長は、遊泳者Bが海中に沈んだ遊泳者Aを探すのを見ていたが、遊泳者Bは遊泳者Aを発見することができなかったことから、遊泳者Bを本船に乗船させて表浜港に戻った。</p> <p>岸壁で作業していた地元漁業協同組合の組合員は、遊泳者Bから遊泳者Aが本船と接触して海中に沈んだことを知らされ、地元漁業協同組合に連</p>

	<p>絡するとともに海上保安庁に通報した。</p> <p>遊泳者Aは、海上保安庁及び地元漁業協同組合の捜索によって本事故の発生場所付近の海底（水深約12m）で発見され、病院に搬送されたが、死亡が確認された。</p> <p>遊泳者Aは、頸部、右肩部等の開放創による失血により死亡したと検案された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：平穏、潮汐 ほぼ低潮時</p>	
その他の事項	<p>表浜港は、南防波堤東端と北防波堤西端とによって形成され、港口幅が約80mあり、水路が北西方に延びていた。</p> <p>遊泳者A及び遊泳者Bは、13時30分ごろから南防波堤に来ていた。</p> <p>船長は、18日の夜から19日の朝まで、焼酎約1.8ℓを少し残して飲み、19日朝に残りの焼酎を、表浜港に向かう途中の車中でウイスキーの水割り500mlを飲んでいました。</p> <p>船長は、本事故の発生後から3時間経過した時の呼気中のアルコール濃度が、0.74mg/ℓであった。</p> <p>文献（「詳解道路交通法」木宮高彦、岩井重一著 昭和52年6月発行株式会社有斐閣）によれば、酩酊の程度が第二度（睡眠期・軽酔、呼気中のアルコール濃度0.75～1.25mg/ℓ）の場合、一般的に、飲酒者は、快活になって抑制がとれ、言語が幾分不明瞭となり、運動失調になりやすく、注意力が散漫となり、判断力が鈍り、事故が必ず発生するとされている。</p> <p>船長は、離岸する際、自分ではひどく酔った状態ではなく普通に酔った程度であり、ふらふらしておらず、注意して操船したと思っていた。</p> <p>岸壁で作業中の地元漁業協同組合の組合員は、本船が約30knの速力で出港するのを目撃していた。</p> <p>地元漁業協同組合の組合員は、岸壁で船長が騒いでいる様子を見てひどく酔っていると思った。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>遊泳者Aの死因は、頸部、右肩部等の開放創による失血であった。</p> <p>本船は、表浜港の港口付近を約30knの速力で出航中、船長が、遊泳者Aに気付かなかったことから、同人と接触して同人が死亡したものと考えられる。</p> <p>船長の事故発生時の呼気中のアルコール濃度は、アルコール濃度算定方式（ウイドマークの計算法）により算定すると最小0.91mg/ℓ、最大1.03mg/ℓであったものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故発生時の呼気中のアルコール濃度が、最小値であっても酩酊度が第二度に当たり、本事故の発生時には運動失調状態であり、注意力及び判断力が低下して適切な見張りを行うこ</p>

		とができず、遊泳中の遊泳者Aに気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、表浜港の港口付近を約30knの速力で出航中、船長が、遊泳者Aに気付かなかったため、同人と接触したことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒して操船しないこと。 ・ 港内を航行する際には、安全な速力で航行すること。 	